(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　略］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(t)　略］

b　［略］

［(6)～(9)　略］

(10)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［a・b　略］

［削る。］

(11)　［略］

(12)　重要な契約等

［a～g　略］

h　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　［略］

［(13)～(15)　略］

(16)　経理の状況

a　中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　［略］

［(17)～(28)　略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　同左］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(t)　同左］

b　［同左］

［(6)～(9)　同左］

(10)　［同左］

［a・b　略］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11)　［同左］

(12)　［同左］

［a～g　同左］

h　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　［同左］

［(13)～(15)　同左］

(16)　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　［同左］

［(17)～(28)　同左］